

教材に盛り込むべき事項についてのご意見

ご意見

岐阜大学 大杉昭英

8月30日の会議で多くの委員から出された意見は、教材を資料集的なものにするということでした。その場合、以下のような構成が想定されます。

- ① 資料は全ての薬害を取り上げ、概要（原因や被害状況）を説明し、被害者の声や思いを記述する。教材は「薬害の事実と被害者の思い」を知ることを中心とした資料集となる。この場合、保健体育科や社会科のいずれでも使用が可能であり、いわゆる授業の「導入」段階で活用が想定される。
- ② 資料は特定の薬害だけを取り上げ、概要とともに、何が原因で起こり、どのような取り組みがなされ、どのような救済の仕組みがあり、どのように救済され、今日どのような課題があるか、といった一連のストーリーにそって解説や図式資料を配列するものとなる。社会科が中心となる。
この場合、薬害問題の原因や救済、薬害を防止するための仕組みを一つの事例を通して学習することとなり、他の薬害について学ぶ機会は少なくなる。
- ③ 資料はほとんどの薬害を取り上げ、簡単な概要（原因や被害状況）を掲載した後、1、2の薬害について、被害者の声や思いをとりあげるとともに、どのような取り組みがなされ、どのような救済の仕組みがあり、どのような課題があるか、一連のストーリーにそって解説や図式資料を配列するものとなる。社会科が中心となる。

<上記①から③についての意見>

上記①は前回会議で出された「薬害を知ること被害者の声を聞く」という委員の意見を反映できる。しかし、学習のための基礎資料として、特定の教科に即した資料ではなくなる。

上記②はストーリー性があり、社会科の消費者被害の解決に向けた授業展開が想定しやすいが、事例的な学習となるので、特定の薬害についてよく学べるが、他の薬害の学習の機会は提供できない。

上記③は①と②の折衷案であるが、多くの薬害の事実を知るとともに、どのような取り組みがあり、どのような救済の仕組みがあり、どのような課題があるのかを学ぶことが可能で、また教える側も授業イメージを持ちやすい。

以上の点を考えると、教材は③のように作成した方がよいと考える。

なお、取り上げる内容については、適時生について考慮する必要がある、中学生の成長段階や理解力にあったものにしなければならない。そのため言葉を易しくしたり、説明も簡潔なものにしたい。